

政令第二百十三号

住生活基本法施行令

内閣は、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

住生活基本法第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（住宅建設計画法第五条第一項の地方を定める政令の廃止）

第二条 住宅建設計画法第五条第一項の地方を定める政令（昭和四十一年政令第二百三十一号）は、廃止する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の項及び別表第二大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の項及び別表第二大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の項第一号中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「第四条及び第十二条」を「第三条及び第十一条」に改める。

- 一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項第二十七号
- 二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十四条第一項第十二号
- 三 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二十三号
- 四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二十四号

五 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十七条第一項第二十四号

六 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四条第一項第二十六号

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第五条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第三条の三第一項の供給計画」を「住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画」に、「同条第二項第四号の住宅」を「同条第二項第六号の住宅の供給等」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 住生活基本法第十七条第一項の規定により都道府県計画が定められるまでの間は、この政令の施行の際現に同法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第八条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第三条の三第一項の規定により定められている供給計画において定められている同条第二項第四号の住

宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域は、前条の規定による改正後の都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第五条第四号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域とみなす。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第七条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二章 住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等(第一条の二―第二条) を「第二章 土

第三章 土地画整理促進区域(第三条―第五条)

地区画整理促進区域(第二条―第四条)」に、「第四章」を「第三章」に、「第六条―第十条」を「第五条―第九条」に、「第五章」を「第四章」に、「第十一条―第十三条」を「第十条―第十二条」に、「第六章 住宅街区整備事業(第十四条)」を「第五章 住宅街区整備事業(第十三条)」に、「第六章」に改める。

第二章を削る。

第三章中第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第三章を第二章とする。

第四章中第六条を第五条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

第四章を第三章とする。

第五章中第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第五章を第四章とする。

第六章中第十四条を第十三条とし、第十四条の二を第十四条とする。

第六章を第五章とする。

第六章の二を第六章とする。

第五十一条第一項及び第二項第一号中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

別表を削る。

(国土交通省組織令の一部改正)

第八条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一百十六条第三号中「住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）」を「住生活基本法（平成十八年法

律第六十一号)に、「住宅の建設基準に関すること」を「土地・水資源局の所掌に属するもの」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

(社会資本整備審議会令の一部改正)

第九条 社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表住宅宅地分科会の項中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)」を「住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)」に改める。